

ヤマギシ タツ ヤ
山岸 達矢 准教授
経済学部 経済学科

■ 研究業績等

【著書】

- ・著書 『都市・地域政策研究の現在』
地域開発研究所（共著）：2019
- ・著書 『住環境保全の公共政策—都市
景観とまちづくり条例の観点から—』
法政大学出版局（単著）：2016
- ・著書 『環境総合年表—日本と世界—』
すいれん舎（共著）：2010

【論文】

- ・学術論文 「地域自立の社会学 「地方
創生」時代の地域の持続可能性」地
域社会学会年報 32（共著）：2020
- ・学術論文 「まちづくり条例の協議手
続きに基づく都市景観の保全策」法
政大学大学院（単著）：2015
- ・学術論文 「エネルギー政策の転換と
夜の都市景観形成」「地域開発」（単
著）：2011

【学会発表】

- ・都市空間形成の公共性を支える事業
性—再開発の論理とリノベーション
の論理—（共同発表者：矢部拓也）（地
域社会学会）：2019
- ・まちづくり事業の実践と地域社会学
の接点—第1回研究会・名古屋市
長者町での事例を受けて—（地域社
会学会）：2018
- ・住み心地のよい住環境の形成に向け
て（大阪大学エリアマネジメント研
究会）：2018

キーワード

まちづくり条例 協議手続き 住環境 景観 地区計画

対応可能なもの ■講演 □研修 □研究相談(学術指導) ■学術調査 ■コメンテーター ■共同研究・受託研究

市民と自治体の保全の意思に基づいて可能となる住環境の保全策

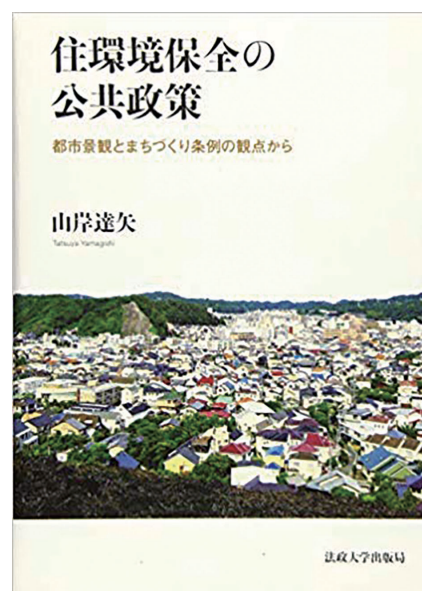
研究の概要

まちづくり条例が備える協議手続きは、開発計画が判明する前後を対象としているため、地域住民の問題意識を持ちやすい時期と重なります。そのため、通常の日常生活の中では困難であったとしても、地域の景観保全や住環境保全に関する地域住民による話し合いが促されやすくなります。また、地権者にとっても開発計画を大幅に変更可能な時期に、地域の住環境を模索する機会を条例に規定することが可能です。この協議手続きによって、土地の売買の直前から売主と買主を交えて、地域に調和した開発計画を促す機会を条例に定めることが可能になります。今後は、協議手続きでの協議結果を一過性の出来事として完了するのではなく、将来の地域の住環境の保全策に繋げることが重要になります。条例を制定したことに満足することなく、また運用過程で手続きを形骸化させずに、条例を活用した積極的な住環境の保全策が求められています。

研究の詳細

□研究・技術のプロセス □研究事例 ■研究成果 □使用用途・応用例 □今後の展開

このテーマに関する研究成果は、著書にまとめました。そのため、詳細については、拙著の『住環境保全の公共政策—都市景観とまちづくり条例の観点から—』を参照して下さい。事例として国立市、狛江市、逗子市、国分寺市での紛争事例とまちづくり条例の運用状況を分析し考察しています。

産学官連携先に向けた
アピールポイント

- ・まちづくりの条例は、日常生活のなかで住環境について話し合う機会が少ない地域に対して有効です。
- ・協議手続きにより、住民、首長、議会、行政、事業者の住環境の保全に向けた役割を明確にできます。